

平成 2 8 年

南部町議会第 1 回臨時会会議録

平成 2 8 年 2 月 2 日

山梨県 南部町議会

平成28年南部町議会第1回臨時会

平成28年2月2日(火)
午前10時00分 開会・開議
於 議 場

議 事 日 程 (第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 提出議題の報告

日程第 5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

報告第 1号 専決処分した事件の承認について

(南部町税条例等の一部を改正する条例の制定)

議案第 1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第5号)

議案第 6号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第 7号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)

議案第 8号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第 9号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第10号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	内田大明	6番	鍋田幹雄
7番	木内利明	8番	萩原敬
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	旗持雅	12番	望月將名

5. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

6. 会議録署名議員

9番 堀之内可和 10番 佐野哲也

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(6名)

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
会計管理者	鈴木正規	総務課長	四條和彦
財政課長	望月政文	税務課長	望月哲也

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

開会 午前10時00分

○議長（望月將名君）

皆さんおはようございます。

平成28年第1回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

年が明けまして早くも2月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。それでも、明日は節分、明後日は立春と、暦の上では春の訪れが近いことを感じられるようになってまいりました。

通常ですと、国家公務員一般職の、職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、秋の臨時国会で可決・成立し、それに準じて地方公務員の給与改定も実施されることになるわけですが、昨年は臨時国会の召集が見送られたことから、本日、今臨時会召集の運びとなったものであります。

また、第190通常国会も異例の1月4日召集となり、6月1日までの会期となりました。7月25日に任期満了を迎えるため、参議院議員通常選挙が執行される中、巷では、昭和55年以来の衆参同日選挙論のうわさが、まことしやかに流布するなど、国政の行方も混沌とした状況となっております。私ども議会といたしましても、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

さて、議員各位には、平成28年第1回臨時会の召集通知を差し上げましたところ、何かとご多用のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会は、冒頭申し上げましたとおり、人事院勧告を参酌した給与改定に伴う条例改正ならびに補正予算が主な附議案件となっております。各位には、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会の円滑な議会運営に格段のご協力を併せてお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから平成28年第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成28年南部町議会第1回臨時会は成立いたしました。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番堀之内可和議員および10番 佐野哲也議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第 3 諸報告を行います。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに陳情 1 件を受理いたしました。皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第 4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分した事件の承認について
議案第 1 号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 平成 2 7 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 6 号 平成 2 7 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号 平成 2 7 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 8 号 平成 2 7 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号 平成 2 7 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 1 0 号 平成 2 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

以上、11 件についてを、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とし、町長に、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本臨時会にご提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）であります。地方自治法第179条第1項により報告させていただきます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたこと等に伴い、南部町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間がなかったため専決処分をしたものです。

続きまして、議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第4号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての、条例議案4件であります。人事院の給与勧告ならびに国家公務員の給与改定等に鑑み、職員の給与改定を行うものであり、また、議会の議員、町長、教育長につきましても同様の措置を講ずることとしたことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第5号 平成27年度南部町一般会計補正予算から、議案第10号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算までの、補正予算6件であります。条例改正に伴い、議会の議員、町長、教育長および職員の給与改定を行うことに伴う、人件費を計上した予算であります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月將名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

最初に報告第1号について、望月税務課長。

○税務課長（望月哲也君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第1号から議案第4号までの条例改正について、四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第5号から議案第10号までの補正予算について、望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（望月將名君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は順次行います。

始めに、報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

9番 堀之内可和議員。

○9番議員（堀之内可和君）

行政職給料表から医療職等一通り出ていますが、行政職給料表だけで結構ですので、高卒・大卒、それぞれの級と号給が、改訂前はいくらであったかをお願いします。

○議長（望月將名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

9番 堀之内議員のご質問について説明をいたします。

12ページの、行政職給料表（一）1級の5号給14万4,600円が高卒の初任給であります。改訂前は、14万2,100円で、2,500円の引き上げです。

それから、1級の25号給17万6,700円が大卒の初任給であります。改訂前は、17万4,200円で、2,500円の引き上げということでございます。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第5号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において、事項別明細書により行います。

7ページから15ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

今回、財源が繰越金で賄われたということで非常に感心をしておりますが、まだ繰越金があったと、あとどれくらいあるのかお示しいただきたいと思っております。

○財政課長（望月政文君）

8番、萩原議員のご質問にお答えいたします。

財源留保についてということですが、繰越金につきましては今回375万2千円を計上しまして、残額が2億7,679万4千円ございます。

○議長（望月将名君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第6号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、5ページと7ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）について、19ページと21ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、事業勘定は33ページと35ページ、直営南部診療施設勘定は45ページと47ページ、直営万沢診療施設勘定は57ページと59ページです。

歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、71ページと73ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に議案第10号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、85ページと87ページ、歳入歳出一括で、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

まず、報告第1号についての討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、報告第1号の討論を終結いたします。

次に、議案第1号から議案第4号までの条例の一部改正についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第1号から議案第4号までの討論を終結いたします。

次に、議案第5号から議案第10号までの補正予算についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第5号から議案第10号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

まず、報告第1号 専決処分した事件の承認について(南部町税条例等の一部を改正する条例の制定)については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、報告第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本臨時会に附議されました案件は、すべて議了いたしました。
これをもちまして、平成28年南部町議会第1回臨時会を閉会といたします。
たいへんご苦労さまでした。
議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年2月2日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

堀 之 内 可 和

会議録署名議員

佐 野 哲 也

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 小 倉 弘 規